

オアシスルーム運営業務委託  
事業者選定に係る簡易型プロポーザル方式実施要領

1. 公募要旨

生活支援型一時保育(オアシスルーム)は、主に在宅で子育てをしている保護者が、リフレッシュや通院などの理由で一時的な保育を必要とした場合に、時間単位で預かることにより、子育て家庭の支援と保護者のリフレッシュを応援する事業である。

この度、オアシスルームの運営を委託する事業者を募集することにより、質の高い保育の提供や運営の安定化を図り、利用者満足度の向上につなげる。

2. 実施件名および履行場所

①ものづくり創造センター内オアシスルーム運営業務委託

ものづくり創造センター内オアシスルーム  
品川区大井4-29-22 ものづくり創造センター内

②小関児童センター内オアシスルーム運営業務委託

小関児童センター内オアシスルーム  
品川区北品川5-8-15 小関児童センター内

③西中延児童センター内オアシスルーム運営業務委託

西中延児童センター内オアシスルーム  
品川区西中延3-8-5 西中延児童センター内

④東五反田児童センター内オアシスルーム運営業務委託

東五反田児童センター内オアシスルーム  
品川区東五反田5-24-1 東五反田児童センター内

⑤伊藤児童センター内オアシスルーム運営業務委託

伊藤児童センター内オアシスルーム  
品川区西大井6-13-1 伊藤児童センター内

⑥北品川児童センター内オアシスルーム

北品川児童センター内オアシスルーム  
品川区北品川2-7-21 北品川児童センター内

### 3. 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

### 4. 実施方法

公募型

### 5. 応募資格

運營業務委託事業者の資格要件については、以下に定めるとおりとする。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とする。

#### (1) 主体

原則として、簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書提出日（以下「応募日」という。）現在において、以下に定めるとおりとする。なお、法人格を取得する見込みがある場合については、別途相談とする。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人および一般財団法人
- ③ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人および公益財団法人
- ④ 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する日本赤十字社
- ⑤ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ⑥ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、区が認める事業者

#### (2) 要件

- ① 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日付区長決定）による指名停止期間中でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③ 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。

- ④ 品川区暴力団排除条例（平成 24 年品川区条例 34 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当せず、かつ第 5 条を遵守すること。
- ⑤ 区の保育行政をよく理解し、積極的に協力をする事業者であること。
- ⑥ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ⑦ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- ⑧ 応募申込後、令和 3 年 1 月 1 8 日（木）に区が実施する事業者説明会に必ず参加すること。
- ⑨ 本公募における特殊性などを考慮し、区への競争入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要がある場合は、5. の(2)の①から③の規定は適用しない。

## 6. 委託内容

別紙「業務委託仕様(案)」のとおり。仕様の詳細は区と選定事業者で協議し決定する。

## 7. 提案内容

別紙 1 のとおり。具体的に記載すること。

## 8. 選定スケジュール

別紙 2 のとおり。

## 9. 事業者の選定方法

委託事業者の選定は、区簡易型プロポーザル方式実施要綱に基づき、提案書および提案説明等のプロポーザル内容に加え、財務状況等を総合評価し、事業の執行に最も適した提案を行った事業者を選定する。なお、最終選考結果は令和 4 年 1 月 2 8 日（金）に文書で通知する予定である。

また、選定にあたっては選定会議および審査会を実施する。

### ①選定会議

選定会議は審査会からの通知により、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を受託者として特定する。

<委員構成>

委員長 子ども未来部長

委員 福祉部長、子ども育成課長、保育課長、保育支援課長

## ②審査会

審査会は、提出された提案書・プレゼンテーション・ヒアリング等について、審査基準に基づき審査し、その結果を選定会議に通知する。

<委員構成>

委員長 保育支援課長

委員 子ども育成課長、保育課長、高齢者地域支援課長、開設・計画担当主査

## 11. 審査方法

### ①一次審査

一次審査評価基準に基づき、審査会で書類審査を実施し一次審査通過者を選定する。

### ②一次審査の結果

審査終了後、提案のあった全ての事業者の結果を通知する。

なお、一次審査通過者に対しては、二次審査の日程等を合わせて通知する。

### ③二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

一次審査通過者に対し、審査会において、企画提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、二次審査評価基準に基づき、契約を締結する受託候補者を特定する。

#### [一次審査評価基準]

評価項目	評価の内容
参加資格	参加資格を満たしているか。
拠点の所在地	拠点の所在地が区から近接しているか。
業務の実施体制	人員配置等、業務の実施体制は妥当か。 欠員等が生じた場合のバックアップ体制は整備されているか。
費用対効果	見積額は妥当であるか。
オアシスルームの運営にあたっての考え方	受託にあたっての事業者の考え方（応募動機、事業者として最も大事にしている点、運営方針等）がこれまでの業務実績を踏まえて、具体的に記載されているか。

#### [二次審査評価基準]

評価項目	評価の内容
方針の合致・熱意・意欲	・本事業の実施方針が明確であり、品川区の乳幼児教育の理念とも方向性が合っているか。 ・保育に対する理念と本事業の提案理由が明確であり、妥当であるか。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針を具現化する提案内容か。</li> <li>・本事業に対して意欲的に提案しているか。</li> </ul>
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業における保育内容の考え方が明確であり、区の考え方に沿っているか。</li> </ul>
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制に即した職員配置計画であり、具体的かつ実現可能性があるか</li> <li>・職員の健康管理（日常的な管理および定期的な管理等）が十分に考えられているか。</li> <li>・安定的に人材を確保しており、提案している実施体制で運営を行うことができるか。</li> </ul>
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策に努めた運営を行えるか。</li> <li>・衛生面の対策は徹底されているか。</li> </ul>
社員教育・研修体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員教育方針は明確なものであるか。</li> <li>・研修計画（時期・内容等）が確立されていて、社員が適切に研修を受けられているか。</li> </ul>
緊急時の対応・苦情処理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策・災害発生時の対策についてマニュアルは策定されているか。</li> <li>・不審者侵入時の対策について、安全面に留意しているか。</li> <li>・苦情処理の対応フローが適切であるか。</li> </ul>
個人情報管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理に対する考え方は適切であるか。</li> <li>・従事者に対する教育・研修体制は整っているか。</li> </ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公庁等での同種・類似事業の実績</li> </ul>

## 1 2. 受託施設の決定について

受託候補者を特定した後、評価点の高い事業者から希望調査票等に基づいて調整協議のうえ決定する。

## 1 3. 応募手続き等

### (1) 応募申込

本公募への申込を希望する事業者は、「簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書」（様式1）を提出すること。

区に、本件の「簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書」（様式1）の提出をした事業者を応募申込者とする。

- ① 提出日 令和3年11月2日（火）～11月15日（月）（土日・祝日を除く）
- ② 受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- ③ 提出先 品川区広町2-1-36 品川区役所第二庁舎 7階

品川区子ども未来部保育支援課開設・計画担当まで提出

※郵送・持参どちらでも可

(担当:開設・計画担当 鈴井・安藤・渡邊・青木)

電話:5742-6039

## (2)公募説明会

- ① 日時 令和3年11月18日(木)午後3時から
- ② 場所 品川区役所第二庁舎251会議室

※上記(1)応募申込をした事業者を対象とする。

## (3)質問方法

- ① 受付期間 令和3年11月19日(金)～11月24日(水)午後5時(必着)
- ② 受付時間 午前9時～午後5時
- ③ 受付方法 「質問票」(様式2)により、原則として電子メールにて受け付ける。

e-mail:hoikushien-keikaku@city.shinagawa.tokyo.jp

- ④ 回答方法 質問者名を伏せて、11月26日(金)に参加事業者全員に電子メールにて回答する。

## (4)事業者経営分析用提出書類

- ① 提出期限 令和3年11月30日(火)午後5時
- ② 受付時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
- ③ 提出先 上記(1)③と同様の宛先に提出

※郵送・持参どちらでも可

- ④ 提出書類 別紙3のとおり

※該当する法人用のものがない場合は、上記③の担当者にお問い合わせのこと。

- ⑤ 提出部数 正本1部、副本1部

## (5)辞退

本公募への申込を辞退する事業者は、次により「簡易型プロポーザル方式(公募型)参加辞退届」(様式3)を提出すること。

- ① 提出期限 令和3年11月30日(火)午後5時
- ② 受付時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

③ 提出先 上記(1) ③と同様の宛先に出

※郵送・持参どちらでも可

(6)事業者経営分析用以外の提出書類

① 提出期限 令和3年12月10日(金)(土日・祝日を除く)午後5時

② 受付時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

③ 提出先 上記(1) ③と同様の宛先に提出

※提出は郵送・持参どちらでも可。あわせて、電子データでも提出すること。

④ 提出書類 別紙1のとおり

⑤ 提出部数 正本1部、副本10部(事業者概要については副本1部)

※1 副本は、事業者が特定できる記載部分(ファイルの表紙、名称、ロゴマーク等)について、マスキング(塗りつぶし)を施してください。

※2 提出は縦型フラットファイルに左綴じで表紙を使用し、別紙1の順番にインデックスを付して提出すること。

#### 14. その他

(1)すべての審査終了後、全参加事業者へ結果を書面で通知する。

(2)区は選考中、選考の経緯・経過などに関する質問には一切応じない。

(3)区は電子メール等の通信事故について、いかなる責任も負わない。

(4)次に掲げる事項に該当する場合は、提出書類や提案内容を無効または事業者を失格とする場合がある。

①書類の提出方法、提出先および提出期限が、本実施要領の定めにも適合しない場合

②事業者説明会およびプレゼンテーションに正当な理由なく遅参または欠席した場合

③提出書類に記載すべき事項の一部が記載されていない場合

④提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

⑤提出書類および提案内容に虚偽または重大な誤りがある場合

(5)特定された事業者が前項に該当することが判明した場合、特定が無効になる場合がある。

(6)本プロポーザルにおいて、提案者が1者のみであっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定会議において特定の可否を決定する。

- (7)本プロポーザル参加における経費は参加事業者の負担とする。
- (8) プレゼンテーションおよびヒアリング当日にプロジェクター等、視聴覚機材を使用する場合、事前に申し出ること。
- (9) 本プロポーザルと併せて実施予定である、「オアシスルームおよびポップンルーム運営業務委託事業者選定に係る簡易型プロポーザル」との併願は妨げない
- (10)区は、特定された事業者と、本委託契約の契約締結に向けた協議を行うが、事業者への特定通知をもって令和4年度の契約締結とするものではなく、仕様内容を精査したうえで、契約を締結する。また、事業者の提案内容をそのまま委託契約の仕様とはせず、委託契約の仕様については区と事業者で別途協議のうえ決定する。
- (11)参考資料
- ・品川区保育・教育のガイドライン「改定第4版のびのび育つしながわっこ」
  - ・「第二期品川区子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)
- (区ホームページ参照)
- (12)この要領に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、その都度区および事業者が協議の上、定めるものとする。

## 15. お問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区子ども未来部保育支援課 開設・計画担当

(担当：開設・計画担当 鈴井・安藤・渡邊・青木)

電話：5742-6039 F A X：5742-9178

E-mail：[hoikushien-keikaku@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:hoikushien-keikaku@city.shinagawa.tokyo.jp)

※ 持参提出の際は、事前に電話連絡のうえ、ご来庁願います。